

工事成績採点の考査項目別運用表（建築・設備）

1. 施工体制	I. 施工体制一般	担当監督員	…	1
	II. 配置技術者			
2. 施工状況	I. 施工管理		…	1
	II. 工程管理			
	III. 安全対策			
	IV. 対外関係			
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形		…	2
	II. 品質			
5. 創意工夫	I. 創意工夫		…	4
2. 施工状況	II. 工程管理	総括監督員	…	5
	III. 安全対策			
6. 社会性等			…	5
4. 工事特性			…	5
7. 法令遵守等			…	6
2. 施工状況	I. 施工管理	検査員	…	7
3. 出来形及び 出来ばえ	I. 出来形		…	7
	II. 品質			
	III. 出来ばえ			

平成31年 4月 1日

浜松市 財務部 技術監理課

工事成績採点の審査項目別運用表(建築・設備)

担当監督員-1

【記入方法】該当する項目に“○”、“×”、“外”を入力する

審査項目	細別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	<p>● a 施工体制が優れている</p> <p>○ ①作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。</p> <p>○ ②品質管理体制が、書面に適切に記載されている。</p> <p>○ ③安全管理体制が、書面に適切に記載されている。</p> <p>○ ④現場の施工体制(品質管理、安全管理を含む)が、書面と一致している。</p> <p>○ ⑤工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。</p> <p>○ ⑥建設業退職金共済制度(建退共)の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。</p> <p>○ ⑦元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。</p> <p>○ ⑧現場における施工体制に対し、本支店等による、十分な支援体制を整え実施している。</p> <p>○ ⑨「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。</p> <p>外 ⑩その他 理由:</p> <p>評価対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上…………… a ①「評価対象項目」が青文字である項目は必ず評価を行い、黒文字の項目は評価すべき項目ではない場合は「外」とする。 該当項目が80%以上90%未満… b ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 該当項目が60%以上80%未満… c ③ 評価値(100%)=(評価数9/対象評価項目数9)×100 該当項目が60%未満…………… d</p>	<p>○ b 施工体制が良好である</p>	<p>○ c 施工体制が適切である</p>	<p>○ d 施工体制がやや不適切である</p> <p>□ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示を行った。</p> <p>上記該当事項があれば…… d ■を選択</p>	<p>○ e 施工体制が不適切である</p> <p>□ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p> <p>上記該当事項があれば…… e ■を選択</p>
	II. 配置技術者	<p>● a 配置技術者として優れている</p> <p>○ ①現場代理人として、工事全体の把握ができています。</p> <p>○ ②現場代理人として、監督員への報告、協議等を書面で行っている。</p> <p>○ ③契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。</p> <p>○ ④浜松市建設工事請負契約約款(以下、「契約約款」という)第18条第1項に基づく設計図書の照査を行っている。</p> <p>○ ⑤書類及び資料が適切に整理されている。</p> <p>○ ⑥作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。</p> <p>○ ⑦工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。</p> <p>○ ⑧作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。</p> <p>○ ⑨主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。</p> <p>○ ⑩施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。</p> <p>○ ⑪施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。</p> <p>○ ⑫「施工プロセス」チェックリストのうち、配置技術者(現場代理人/監理技術者/主任技術者)について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。</p> <p>外 ⑬その他 理由:</p> <p>評価対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上…………… a ①「評価対象項目」が青文字である項目は必ず評価を行い、黒文字の項目は評価すべき項目ではない場合は「外」とする。 該当項目が80%以上90%未満… b ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 該当項目が60%以上80%未満… c ③ 評価値(100%)=(評価数12/対象評価項目数12)×100 該当項目が60%未満…………… d</p> <p>※1. 建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容である他の建設工事(専門工事)を自ら施工する時は、当該専門工事にし資格を有する者を置くものとする。なお、主任技術者が当該専門工事の資格を有していれば、専門技術者を兼ねることができる。 ※2. 作業主任者を専任すべき作業は、労働安全衛生法施行令第6条による。</p>	<p>○ b 配置技術者として良好である</p>	<p>○ c 配置技術者として適切である。</p>	<p>○ d 配置技術者としてやや不適切である</p> <p>□ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示を行った。</p> <p>上記該当事項があれば…… d ■を選択</p>	<p>○ e 配置技術者として不適切である</p> <p>□ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p> <p>上記該当事項があれば…… e ■を選択</p>
2. 施工状況	I. 施工管理	<p>● a 施工管理が優れている</p> <p>○ ①契約約款第18条第1項に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。</p> <p>○ ②施工計画書が、工事着手前(計画内容に変更が生じた場合を含む)に提出されている。</p> <p>○ ③施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。</p> <p>○ ④施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。</p> <p>○ ⑤施工計画書に基づき、日常の出来形・品質の管理を適切に行っている。</p> <p>○ ⑥施工図作成にあたり、関連工事と連携なく、調整が十分に図られている。</p> <p>○ ⑦工事打合せ書等の工事記録の整備が、適時に行われている。</p> <p>○ ⑧施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。</p> <p>○ ⑨一工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。</p> <p>○ ⑩現場内での整理整頓が、日常的に行われている。</p> <p>○ ⑪使用する建築材料(以下「材料」という。)・設備機材(以下「機材」という。)の調達計画及び搬入後の管理が適切である。</p> <p>○ ⑫社内検査が計画的に行われている。</p> <p>○ ⑬独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。</p> <p>○ ⑭低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。</p> <p>○ ⑮建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。</p> <p>○ ⑯「施工プロセス」チェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。</p> <p>外 ⑰その他 理由:</p> <p>評価対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上…………… a ①「評価対象項目」が青文字である項目は必ず評価を行い、黒文字の項目は評価すべき項目ではない場合は「外」とする。 該当項目が80%以上90%未満… b ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 該当項目が60%以上80%未満… c ③ 評価値(100%)=(評価数16/対象評価項目数16)×100 該当項目が60%未満…………… d</p>	<p>○ b 施工管理が良好である</p>	<p>○ c 施工管理が適切である</p>	<p>○ d 施工管理がやや不適切である</p> <p>□ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示を行った。</p> <p>上記該当事項があれば…… d ■を選択</p>	<p>○ e 施工管理が不適切である</p> <p>□ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p> <p>上記該当事項があれば…… e ■を選択</p>
	II. 工程管理	<p>● a 工程管理が優れている</p> <p>○ ①実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。</p> <p>○ ②現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。</p> <p>○ ③工程のフォローアップを実施し、受注者の責により関連工事及び入居官署等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。</p> <p>○ ④現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。</p> <p>○ ⑤工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。</p> <p>○ ⑥受注者の責による夜間や休日の作業がない。</p> <p>○ ⑦休日・代休の確保を行っている。</p> <p>○ ⑧近隣住民(入居官署等を含む)との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。</p> <p>○ ⑨「施工プロセス」チェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。</p> <p>外 ⑩その他 理由:</p> <p>評価対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上…………… a ①「評価対象項目」が青文字である項目は必ず評価を行い、黒文字の項目は評価すべき項目ではない場合は「外」とする。 該当項目が80%以上90%未満… b ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 該当項目が60%以上80%未満… c ③ 評価値(100%)=(評価数9/対象評価項目数9)×100 該当項目が60%未満…………… d</p>	<p>○ b 工程管理が良好である</p>	<p>○ c 工程管理が適切である</p>	<p>○ d 工程管理がやや不適切である</p> <p>□ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示を行った。</p> <p>上記該当事項があれば…… d ■を選択</p>	<p>○ e 工程管理が不適切である</p> <p>□ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p> <p>上記該当事項があれば…… e ■を選択</p>

審査項目	細別	a		b		c		d		e													
		安全対策が優れている		安全対策が良好である		安全対策が適切である		安全対策がやや不適切である		安全対策が不適切である。													
2. 施工状況	III. 安全対策	安全対策が優れている		安全対策が良好である		安全対策が適切である		安全対策がやや不適切である		安全対策が不適切である。													
		<p>[評定対象項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ①災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回/月以上活動し、記録が整備されている。 ○ ②店社/パトロールを1回/月以上実施し、記録が整備されている。 ○ ③各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。 ○ ④安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。 ○ ⑤安全巡視、ツールボックスミーティング(TBM)、危険予知訓練(KY)等を実施し、記録を整備している。 ○ ⑥新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。 ○ ⑦現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。 ○ ⑧重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。 ○ ⑨山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ○ ⑩仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。 ○ ⑪使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。 ○ ⑫工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。 ○ ⑬過積載防止に十分に取り組んでいる。 ○ ⑭「施工プロセス」チェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 <p>外 ⑮その他 理由:</p> <p>評価対象項目の合計のうち</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">該当項目が90%以上.....</td> <td style="width: 10%;">a</td> <td style="width: 30%;">① 「評価対象項目」が青文字である項目は必ず評価を行い、黒文字の項目は評価すべき項目ではない場合は「外」とする。</td> </tr> <tr> <td>該当項目が80%以上90%未満...</td> <td>b</td> <td>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</td> </tr> <tr> <td>該当項目が60%以上80%未満...</td> <td>c</td> <td>③ 評価値(100%)=(評価数 14/対象評価項目数 14)×100</td> </tr> <tr> <td>該当項目が60%未満.....</td> <td>d</td> <td></td> </tr> </table>						該当項目が90%以上.....	a	① 「評価対象項目」が青文字である項目は必ず評価を行い、黒文字の項目は評価すべき項目ではない場合は「外」とする。	該当項目が80%以上90%未満...	b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	該当項目が60%以上80%未満...	c	③ 評価値(100%)=(評価数 14/対象評価項目数 14)×100	該当項目が60%未満.....	d		<input type="checkbox"/> 安全対策に関して、法令遵守の措置内容に該当する場合。 上記該当事項があれば・・・ c ■を選択		<input type="checkbox"/> 安全対策に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 上記該当事項があれば・・・ d ■を選択	
該当項目が90%以上.....	a	① 「評価対象項目」が青文字である項目は必ず評価を行い、黒文字の項目は評価すべき項目ではない場合は「外」とする。																					
該当項目が80%以上90%未満...	b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。																					
該当項目が60%以上80%未満...	c	③ 評価値(100%)=(評価数 14/対象評価項目数 14)×100																					
該当項目が60%未満.....	d																						
IV. 対外関係		対外関係が優れている		対外関係が良好である		対外関係が適切である		対外関係がやや不適切である		対外関係が不適切である													
		<p>[評定対象項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ①工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。 ○ ②工事施工にあたり、近隣住民(入居官署等を含む)と適切に協議及び調整を行っている。 ○ ③引渡し時に入居官署に対し必要な保守管理についての適切な説明書を行っている。 ○ ④工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分りやすく周知している。 ○ ⑤近隣住民(入居官署等を含む)対策を実施し苦情がない。または苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。 ○ ⑥現場のイメージアップに取り組んでいる。 ○ ⑦関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 ○ ⑧「施工プロセス」チェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 <p>外 ⑨その他 理由:</p> <p>評価対象項目の合計のうち</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">該当項目が90%以上.....</td> <td style="width: 10%;">a</td> <td style="width: 30%;">① 「評価対象項目」が青文字である項目は必ず評価を行い、黒文字の項目は評価すべき項目ではない場合は「外」とする。</td> </tr> <tr> <td>該当項目が80%以上90%未満...</td> <td>b</td> <td>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</td> </tr> <tr> <td>該当項目が60%以上80%未満...</td> <td>c</td> <td>③ 評価値(100%)=(評価数 8/対象評価項目数 8)×100</td> </tr> <tr> <td>該当項目が60%未満.....</td> <td>d</td> <td></td> </tr> </table>						該当項目が90%以上.....	a	① 「評価対象項目」が青文字である項目は必ず評価を行い、黒文字の項目は評価すべき項目ではない場合は「外」とする。	該当項目が80%以上90%未満...	b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	該当項目が60%以上80%未満...	c	③ 評価値(100%)=(評価数 8/対象評価項目数 8)×100	該当項目が60%未満.....	d		<input type="checkbox"/> 対外関係に関して監督職員から文書による改善指示を行った。 上記該当事項があれば・・・ d ■を選択		<input type="checkbox"/> 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当事項があれば・・・ e ■を選択	
該当項目が90%以上.....	a	① 「評価対象項目」が青文字である項目は必ず評価を行い、黒文字の項目は評価すべき項目ではない場合は「外」とする。																					
該当項目が80%以上90%未満...	b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。																					
該当項目が60%以上80%未満...	c	③ 評価値(100%)=(評価数 8/対象評価項目数 8)×100																					
該当項目が60%未満.....	d																						
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	出来形が優れている		出来形が良好である		出来形が適切である		出来形がやや不適切である		出来形が不適切である													
		<p>[評定対象項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ①承諾図等が、設計図書を満足している。 ○ ②施工図等が、設計図書を満足している。 ○ ③現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 ○ ④施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 ○ ⑤出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。 ○ ⑥出来形の管理方法を工夫している。 ○ ⑦解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 ○ ⑧不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。 <p>外 ⑨その他 理由:</p> <p>評価対象項目の合計のうち</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">該当項目が90%以上.....</td> <td style="width: 10%;">a</td> <td style="width: 30%;">① 「評価対象項目」が青文字である項目は必ず評価を行い、黒文字の項目は評価すべき項目ではない場合は「外」とする。</td> </tr> <tr> <td>該当項目が80%以上90%未満...</td> <td>b</td> <td>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。</td> </tr> <tr> <td>該当項目が60%以上80%未満...</td> <td>c</td> <td>③ 評価値(100%)=(評価数 8/対象評価項目数 8)×100</td> </tr> <tr> <td>該当項目が60%未満.....</td> <td>d</td> <td></td> </tr> </table> <p>※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したものであり、工事的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。</p>						該当項目が90%以上.....	a	① 「評価対象項目」が青文字である項目は必ず評価を行い、黒文字の項目は評価すべき項目ではない場合は「外」とする。	該当項目が80%以上90%未満...	b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。	該当項目が60%以上80%未満...	c	③ 評価値(100%)=(評価数 8/対象評価項目数 8)×100	該当項目が60%未満.....	d		<input type="checkbox"/> 出来形の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 上記該当事項があれば・・・ d ■を選択		<input type="checkbox"/> 契約約款第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。 上記該当事項があれば・・・ e ■を選択	
該当項目が90%以上.....	a	① 「評価対象項目」が青文字である項目は必ず評価を行い、黒文字の項目は評価すべき項目ではない場合は「外」とする。																					
該当項目が80%以上90%未満...	b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。																					
該当項目が60%以上80%未満...	c	③ 評価値(100%)=(評価数 8/対象評価項目数 8)×100																					
該当項目が60%未満.....	d																						

考查項目	細別	a 品質が優れている	b 品質が良好である	c 品質が適切である	d 品質がやや不適切である	e 品質が不適切である
3. 出来形及び出来ばえ	II 品質 建築工事 新築・改修工事	<p>[評定対象項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ①材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。 ○ ②品質確認記録の内容が、適切である。 ○ ③施工の各段階における完了時の、品質が適切である。 ○ ④躯体工事における施工の品質が、良好である。 ○ ⑤内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。 ○ ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 外 ⑦その他 理由: <p>評価対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上…………… a ①「評価対象項目」が青文字である項目は必ず評価を行い、黒文字の項目は評価すべき項目ではない場合は「外」とする。 該当項目が80%以上90%未満… b ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 該当項目が60%以上80%未満… c ③ 評価値(100%)=(評価数6/対象評価項目数6)×100 該当項目が60%未満…………… d</p> <p>※1. 目的物の品質の水準を評価すること。 ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・機械設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。</p>			<input type="checkbox"/> 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 上記該当事項があれば…… d ■を選択	<input type="checkbox"/> 契約約款第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。 上記該当事項があれば…… e ■を選択
	工事比率	1.00				
	II 品質 電気設備工事 受変電設備工事	<p>[評定対象項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 ○ ②施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 ○ ③品質確認記録の内容が、適切である。 ○ ④システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 ○ ⑤機材及び施工の品質が、良好である。 ○ ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 ○ ⑦その他 理由: <p>評価対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上…………… a ①「評価対象項目」が青文字である項目は必ず評価を行い、黒文字の項目は評価すべき項目ではない場合は「外」とする。 該当項目が80%以上90%未満… b ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 該当項目が60%以上80%未満… c ③ 評価値(100%)=(評価数7/対象評価項目数7)×100 該当項目が60%未満…………… d</p> <p>※1. 目的物の品質の水準を評価すること。 ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・機械設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。</p>			<input type="checkbox"/> 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 上記該当事項があれば…… d ■を選択	<input type="checkbox"/> 契約約款第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。 上記該当事項があれば…… e ■を選択
工事比率	0.00					
II 品質 機械設備工事 昇降機工事	<p>[評定対象項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 ○ ②品質確認記録の内容が、適切である。 ○ ③施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 ○ ④システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 ○ ⑤機材及び施工の品質が、良好である。 ○ ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 ○ ⑦その他 理由: <p>評価対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上…………… a ①「評価対象項目」が青文字である項目は必ず評価を行い、黒文字の項目は評価すべき項目ではない場合は「外」とする。 該当項目が80%以上90%未満… b ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 該当項目が60%以上80%未満… c ③ 評価値(100%)=(評価数7/対象評価項目数7)×100 該当項目が60%未満…………… d</p> <p>※1. 機械設備工事とは、空調、衛生及び浄化槽工事をいう。 ※2. 目的物の品質の水準を評価すること。 ※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・機械設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。</p>			<input type="checkbox"/> 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 上記該当事項があれば…… d ■を選択	<input type="checkbox"/> 契約約款第17条に基づき監督職員が改造請求を行った。 上記該当事項があれば…… e ■を選択	
工事比率	0.00					

[記入方法]該当する項目の口を■にする。

審査項目・細別	評価対象項目
5. 創意工夫	<p>■準備・後片付け関係</p> <p><input type="checkbox"/> ①測量・位置出しにおける工夫</p> <p><input type="checkbox"/> ②現地調査方法の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> ③その他 理由:</p> <p>詳細評価内容:</p>
	<p>■施工関係</p> <p><input type="checkbox"/> ①施工に伴う器具・工具・装置類の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> ②工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取組み</p> <p><input type="checkbox"/> ③土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> ④建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤電気設備工事等の配線、配管等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥機械設備工事等の配管、ダクト等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> ⑦照明・視界確保等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> ⑧仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> ⑨運搬車両・施工機械等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> ⑩型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> ⑪施工管理及び品質向上等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> ⑫プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> ⑬仮設施工等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> ⑭既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> ⑮保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> ⑯作業の安全性向上のための施工方法等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> ⑰その他 理由:</p> <p>詳細評価内容:</p>
	<p>■品質関係</p> <p><input type="checkbox"/> ①集計ソフト等の活用と工夫</p> <p><input type="checkbox"/> ②躯体工事の品質管理の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> ③建築材料・機材の検査・試験に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> ④施工の検査・試験に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤品質記録方法の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥その他 理由:</p> <p>詳細評価内容:</p>
	<p>■安全衛生関係</p> <p><input type="checkbox"/> ①安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)</p> <p><input type="checkbox"/> ②安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> ③現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> ④酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> ⑦作業時における作業環境改善等の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> ⑧ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫</p> <p><input type="checkbox"/> ⑨その他 理由:</p> <p>詳細評価内容:</p>
	<p>■施工管理関係</p> <p><input type="checkbox"/> ①出来形の管理等に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> ②施工計画書または写真記録等に関する工夫</p> <p><input type="checkbox"/> ③出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> ④CAD、施工管理ソフト等の活用</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤施工合理化技術(プレハブ化、ユニット化、自動化施工(ICT施工、ロボット活用等)、BIM、ASP等を活用したもので施工合理化に資するものに限る。)を活用した施工管理の工夫</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥その他 理由:</p> <p>詳細評価内容:</p>
<p>■その他</p> <p>(最大 7点)</p> <p>評点計</p> <p>0点</p>	<p><新技術活用>※新技術に関する下記5項目での加点は最大3点とする。</p> <p>以下の項目評価に当ては、活用効果調査表の提出が不要な場合を除き、発注者及び受注者の双方によるすべての活用効果調査表を確認した上で評価する。</p> <p>ただし、加点对象は受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は加点点数を付けないものとする。</p> <p><input type="checkbox"/> ① (該当技術数: 0) NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。(3点)</p> <p><input type="checkbox"/> ② (該当技術数: 0) NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。(2点)</p> <p><input type="checkbox"/> ③ (該当技術数: 0) NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が従来技術と同程度である。(1点)</p> <p><input type="checkbox"/> ④ (該当技術数: 0) NETIS登録技術のうち、事後評価実施済み技術(「有用とされる技術」を除く)を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。(2点)</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤ (該当技術数: 0) NETIS登録技術のうち、事後評価実施済み技術(「有用とされる技術」を除く)を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。(1点)</p> <p>※ここで有用とされる技術とは、「公共工事における新技術活用システム」実施要領で定める「有用とされる技術」をいう。</p> <p>※複数の技術の評価にあたっては、活用した技術数に応じ複数の評価項目を選択することを可能とするが、最大3点の加点とする。複数の技術が同一の評価項目に該当した場合、当該技術に対し各項目の加点点数を掛け合わせたものを評価点数とするが、この場合も最大3点の加点とする。</p> <p><その他></p> <p><input type="checkbox"/> ⑥その他 理由:</p> <p>詳細評価内容:</p>

- ※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点点数評価する。
- ※2. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により2、4、3点で評価し、最大7点の加点点数とする。
- ※3. 上記の審査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。
- ※4. ■を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。
- ※5. 創意工夫においては、「施工計画に記載された事項」であって上司決裁されたものが、施工等に反映されていれば評価するものとする。
- ※6. 創意工夫は、レベルに係わらず軽微なものでも評価する。
- ※7. 審査項目「創意工夫」の「■準備・後片付け関係」から「■安全衛生関係」までの4つの細別ごとに、施工合理化技術を活用して効果があった場合に、その他の理由に具体的内容を記載して加点する。さらに、当該技術がNETIS登録技術である場合は「■その他」<新技術活用>の項目に追加で加点できるものとする。

工事成績採点の審査項目別運用表(建築・設備)

[記入方法]該当する項目の口を■にする。

審査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	II. 工程管理	工程管理が優れている	工程管理が良好である	工程管理が適切である	工程管理がやや不適切である	工程管理が不適切である
	評価 a	[評定対象項目] <input type="checkbox"/> ①現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> ②隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 <input type="checkbox"/> ③近隣住民(入居官署等を含む)調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> ④配置技術者(現場代理人/監理技術者/主任技術者)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 <input type="checkbox"/> ⑤その他 理由: 詳細評価内容 ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。 参考:a評価:4個以上、b評価:2個以上を目安とする。				
6. 社会性等	III. 安全対策	安全対策が優れている	安全対策が良好である	安全対策が適切である	安全対策がやや不適切である	安全対策が不適切である。
	評価 a	[評定対象項目] <input type="checkbox"/> ①建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 <input type="checkbox"/> ②安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ③安全衛生管理活動が、適切に実施されている。 <input type="checkbox"/> ④安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ⑤安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> ⑥その他 理由: 詳細評価内容 ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。 参考:a評価:4個以上、b評価:2個以上を目安とする。				
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	地域への貢献が優れている	地域への貢献がやや優れている	地域への貢献が良好である	地域への貢献がやや良好である	他の評価に該当しない。
	評価 a	[評定対象項目] <input type="checkbox"/> ①災害時等に地域への救援活動等に協力した。 <input type="checkbox"/> ②周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。 <input type="checkbox"/> ③現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。 <input type="checkbox"/> ④広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。 <input type="checkbox"/> ⑤地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。 <input type="checkbox"/> ⑥その他 理由: 詳細評価内容 ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。 参考:a評価:4個以上、b評価:2個以上を目安とする。				
※1. 総括監督員は、担当監督員の意見を参考に総合的な評価を行う。 ※2. 評価に当たっては評価対象項目の■の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。 ※3. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。 ※4. ■を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。						

審査項目・細別	評価対象項目 (1/2)
4. 工事特性 (施工条件等への対応)	■建物規模への対応 ※下記の対応事項に1つ以上■が付けば2点の加点とする。 <input type="checkbox"/> ①延べ面積10,000㎡以上の建物 <input type="checkbox"/> ②地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物 <input type="checkbox"/> ③大空間のホール等を有する建物 <input type="checkbox"/> ④その他 理由: 詳細評価内容:
	■建物固有の機能の難しさへの対応 ※下記の対応事項に1つ以上■が付けば2点の加点とする。 <input type="checkbox"/> ①対象建物の耐震レベル <input type="checkbox"/> ②建物機能の特殊性 <input type="checkbox"/> ③その他 理由: [評価技術事例] ・建築工事で東海地震に対する耐震性能がIaに相当する工事 ・建築工事で官庁施設の総合耐震・対津波計画基準においてI類及びA類に相当する工事 ・電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震・対津波計画基準において甲類に相当する工事 ・研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物 詳細評価内容:
	■建物固有の施工技術の難しさへの対応 ※下記の対応事項に1つ以上■が付けば2点の加点とする。 <input type="checkbox"/> ①建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合【総合評価における技術提案は除く】 <input type="checkbox"/> ②設計条件として、工法、材料及び設備システム(機材を含む)の特殊性 <input type="checkbox"/> ③制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 <input type="checkbox"/> ④その他 理由: [評価技術事例] ・パイロット工事、又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・特殊な工法及び材料等を採用した工事 ・特殊な設備システムを採用した工事 ・免震装置を設ける工事 ・大規模な山留め工法が必要な工事 ・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り直しを行う工事 ・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事 詳細評価内容:

審査項目・細別	評価対象項目 (2/2)
4. 工事特性 (施工条件等への対応)	<p>■厳しい自然・地盤条件への対応</p> <p>※下記の対応事項に1つ以上■が付けば2点の加点とする。</p> <p><input type="checkbox"/> ①湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時)</p> <p><input type="checkbox"/> ②軟弱地盤、支持地盤の影響</p> <p><input type="checkbox"/> ③雨・雪・風・気温等の影響</p> <p><input type="checkbox"/> ④その他 理由:</p> <p>[評価技術事例]</p> <p>・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事</p> <p>・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事</p> <p>・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事</p> <p>評点 0点</p>
	<p>■厳しい周辺環境、社会条件との対応</p> <p>※下記の対応事項に1つ以上■が付けば2点の加点とする。</p> <p><input type="checkbox"/> ①地中埋設物等の作業障害</p> <p><input type="checkbox"/> ②工事の影響に配慮すべき建物等の近接物</p> <p><input type="checkbox"/> ③周辺住民等に対する騒音・振動の配慮</p> <p><input type="checkbox"/> ④周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤その他 理由:</p> <p>[評価技術事例]</p> <p>・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事</p> <p>・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事</p> <p>・場内に汚水処理装置(水替え)を必要とする工事</p> <p>・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められている工事</p> <p>・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事</p> <p>評点 0点</p>
	<p>■施工現場での対応</p> <p>※下記の対応事項に1つに■が付けば4点の加点とし、最大10点とする。</p> <p>【長期工事における安全確保への対応】</p> <p><input type="checkbox"/> ①当初契約から、12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事 (ただし全面一時中止期間は除く)</p> <p>【災害等での臨機の措置】</p> <p><input type="checkbox"/> ②地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事</p> <p>【施工状況(条件)に対応した施工・工法等】</p> <p><input type="checkbox"/> ③工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事</p> <p><input type="checkbox"/> ④工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事</p> <p><input type="checkbox"/> ⑤受注者の責によらない休日・夜間作業が工程の過半を超える工事</p> <p><input type="checkbox"/> ⑥施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事</p> <p><input type="checkbox"/> ⑦特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の受注者が複数ある工事</p> <p><input type="checkbox"/> ⑧外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事</p> <p><input type="checkbox"/> ⑨特殊な室などで、工程が輻輳し困難な調整を要する工事</p> <p><input type="checkbox"/> ⑩施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事</p> <p><input type="checkbox"/> ⑪同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事</p> <p><input type="checkbox"/> ⑫その他 理由:</p> <p>評点計 0点</p> <p>評点 0点</p>

- ※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。なお、1項目に複数の内容がある場合又は、対象範囲が広い場合は、それ以上の点数を与えても良い。
- ※2. 担当監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。
- ※3. 評価にあたっては、担当監督員の意見も参考に評価する。
- ※4. ■を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

【記入方法】該当する項目の○を●にする。

審査項目	点数	法令遵守等の該当項目一覧表 措置内容
7. 法令遵守等	<p>● 該当無し</p> <p>○ -20点 1.入札参加資格停止3ヶ月以上</p> <p>○ -15点 2.入札参加資格停止2ヶ月以上3ヶ月未満</p> <p>○ -13点 3.入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満</p> <p>○ -10点 4.入札参加資格停止2週間以上1ヶ月未満</p> <p>○ -8点 5.文書注意</p> <p>○ -5点 6.口頭注意</p> <p>○ -3点 7.工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった場合(措置なしとした案件。なお、もらい事故や交通事故は該当しない。)</p> <p>○ 8.その他(総合評価落札方式における契約事項に係る違反)</p>	<p>①本審査項目(8.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表1から7の措置があった」場合に適用する。</p> <p>②「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。</p> <p>③「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注者の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。</p> <p>④口頭注意未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(担当又は総括監督員からの文書注意、口頭注意等)は、担当又は総括監督員の評価対象項目である安全対策において減点をとする。</p> <p>⑤総合評価落札方式における技術提案等が、受注者の責により履行されなかった場合は、「8. その他」の項目で減ずる措置を行う。減点数は入札説明書等によるものとする。</p> <p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1.入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。 2.承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。 3.労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 5.当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または告訴された。 6.建設業法に違反する事実が判明した。例)一括下請負、技術者の専任違反等 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。 8.使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9.監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。 10.下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。 12.受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。 13.下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記載されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 14.安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起した。 15.引渡し後に事故等が発生し、受注者の責による重大な瑕疵が判明した。 16.低コスト調査で虚偽の報告があった。 17.受注者の責により工期内に工事を完成出来なかった。 18.受注者及び下請け等が暴力団員等による不当介入を受けたが警察等への通報等を怠った。 19.浜松市建設工事請負契約約款第6条の3(受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務)の規定に明らかに違反している。 20.その他 理由:

工事成績採点の審査項目別運用表(建築・設備)

[記入方法]該当する項目に“○”、“×”、“外”を入力する

審査項目	細別	a		b		c		d		e	
		施工管理が優れている	施工管理が良好である	施工管理が良好である	施工管理が良好である	施工管理が適切である	施工管理がやや不適切である	施工管理が不適切である	施工管理が不適切である	施工管理が不適切である	
2. 施工状況	I. 施工管理	<p>[評定対象項目]</p> <p>○ ①契約款第18条第1項に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。</p> <p>○ ②施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。</p> <p>○ ③施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。</p> <p>○ ④施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。</p> <p>○ ⑤工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。</p> <p>○ ⑥使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。</p> <p>○ ⑦一工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。</p> <p>○ ⑧建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。</p> <p>○ ⑨社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。</p> <p>○ ⑩独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。</p> <p>○ ⑪工事の関係書類及び資料の整理がよい。</p> <p>外 ⑫その他 理由:</p> <p>評価対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上…………… a 該当項目が80%以上90%未満… b 該当項目が60%以上80%未満… c 該当項目が60%未満…………… d</p> <p>① 「評価対象項目」が青文字である項目は必ず評価を行い、黒文字の項目は評価すべき項目ではない場合は「外」とする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(100%)=(評価数 11/対象評価項目数 11)×100</p>									
				<input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。 上記該当事項があれば…… d <input checked="" type="checkbox"/> を選択		<input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当事項があれば…… e <input checked="" type="checkbox"/> を選択					
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	<p>[評定対象項目]</p> <p>○ ①承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p>○ ②施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p>○ ③施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。</p> <p>○ ④出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。</p> <p>○ ⑤出来形の管理方法が、工夫されていることが確認できる。</p> <p>○ ⑥現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。</p> <p>○ ⑦現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。</p> <p>○ ⑧不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。</p> <p>○ ⑨解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。</p> <p>外 ⑩その他 理由:</p> <p>評価対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上…………… a 該当項目が80%以上90%未満… a' 該当項目が70%以上80%未満… b 該当項目が60%以上70%未満… b' 該当項目が50%以上60%未満… c 該当項目が50%未満…………… d</p> <p>① 「評価対象項目」が青文字である項目は必ず評価を行い、黒文字の項目は評価すべき項目ではない場合は「外」とする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(100%)=(評価数 9/対象評価項目数 9)×100</p> <p>※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。</p>									
				<input type="checkbox"/> 出来形の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。 上記該当事項があれば…… d <input checked="" type="checkbox"/> を選択		<input type="checkbox"/> 出来形が不適切であったため、契約款第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。 上記該当事項があれば…… e <input checked="" type="checkbox"/> を選択					

検査項目	細 別	a		b		c		d		e	
		品質が特に優れている	品質が優れている	品質が特に良好である	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である			
3. 出来形及び出来ばえ	II. 品質	<p>[評定対象項目]</p> <p>①材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ③材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 ⑤施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ⑥建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 ⑦躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ⑧内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ⑨その他の工事(躯体・内外仕上げを除く)における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ⑩不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ⑪中間技術検査や指定部分完成検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 ⑫その他 理由:</p> <p>評価対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上…………… a 該当項目が80%以上90%未満… a' 該当項目が70%以上80%未満… b 該当項目が60%以上70%未満… b' 該当項目が60%以上60%未満… c 該当項目が50%未満…………… d</p> <p>※1. 目的物の品質の水準を評価すること。 ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・機械設備工事等が2工程以上複合している工事については、それぞれの工程毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。</p>									
	建築工事 新築・改修	<p>品質がやや不適切である</p> <p>品質が不適切である</p> <p>品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。</p> <p>品質が不適切であったため、契約款第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。</p> <p>上記該当事項があれば…… d <input type="checkbox"/>を選択</p> <p>上記該当事項があれば…… e <input type="checkbox"/>を選択</p>									
II. 品質	II. 品質	<p>[評定対象項目]</p> <p>①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ③機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 ⑤施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ⑥施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 ⑦システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。 ⑧システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 ⑨不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ⑩中間技術検査や指定部分完成検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 ⑪運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 ⑫その他</p> <p>評価対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上…………… a 該当項目が80%以上90%未満… a' 該当項目が70%以上80%未満… b 該当項目が60%以上70%未満… b' 該当項目が50%以上60%未満… c 該当項目が50%未満…………… d</p> <p>※1. 目的物の品質の水準を評価すること。 ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・機械設備工事等が2工程以上複合している工事については、それぞれの工程毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。</p>									
	電気設備工事 受変電設備工事	<p>品質がやや不適切である</p> <p>品質が不適切である</p> <p>品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。</p> <p>品質が不適切であったため、契約款第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。</p> <p>上記該当事項があれば…… d <input type="checkbox"/>を選択</p> <p>上記該当事項があれば…… e <input type="checkbox"/>を選択</p>									
II. 品質	II. 品質	<p>[評定対象項目]</p> <p>①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ③機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 ⑤施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ⑥施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 ⑦システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。 ⑧システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 ⑨不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ⑩中間技術検査や指定部分完成検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 ⑪運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 ⑫その他</p> <p>評価対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上…………… a 該当項目が80%以上90%未満… a' 該当項目が70%以上80%未満… b 該当項目が60%以上70%未満… b' 該当項目が50%以上60%未満… c 該当項目が50%未満…………… d</p> <p>※1. 機械設備工事とは、空調、衛生及び浄化槽工事をいう。 ※2. 目的物の品質の水準を評価すること。 ※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・機械設備工事等が2工程以上複合している工事については、それぞれの工程毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。</p>									
	機械設備工事 昇降機工事	<p>品質がやや不適切である</p> <p>品質が不適切である</p> <p>品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。</p> <p>品質が不適切であったため、契約款第31条に基づく修補指示を検査職員が行った。</p> <p>上記該当事項があれば…… d <input type="checkbox"/>を選択</p> <p>上記該当事項があれば…… e <input type="checkbox"/>を選択</p>									

検査項目	細 別	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ 建築工事 新築・改修	全体的な完成度が優れている	全体的な完成度が良好である	全体的な完成度が適切である	全体的な完成度が劣っている
		<p>[評定対象項目]</p> <p>①きめ細やかな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 ②関連工事(工程)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 ③使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。 ④仕上りの状態が良好で、作動状態も良好である。 ⑤色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。 ⑥材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。 ⑦完全に配慮した施工がなされている。 ⑧その他 理由:</p> <p>評価対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上…………… a 該当項目が80%以上90%未満… b 該当項目が80%未満…………… c</p> <p>① 「評価対象項目」が青文字である項目は必ず評価を行い、黒文字の項目は評価すべき項目ではない場合は「外」とする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(100%)=(評価数7/対象評価項目数7)×100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。</p> <p>※1. 全体的な仕上がり状態、機能の評価する。 ※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。 ※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・機械設備工事等が2工程以上複合している工事については、それぞれの工程毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。</p>			<input type="checkbox"/> 出来ばえが劣っている。 上記該当事項があれば…… d <input checked="" type="checkbox"/> を選択
		<p>工事比率</p> <p>1.00</p>			
	Ⅲ. 出来ばえ 電気設備工事 受変電設備工事	a	b	c	d
		全体的な完成度が優れている	全体的な完成度が良好である	全体的な完成度が適切である	全体的な完成度が劣っている
		<p>[評定対象項目]</p> <p>①きめ細やかな施工がなされている。 ②関連工事(工程)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 ③機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 ④環境負荷低減への対策が優れている。 ⑤運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ⑥その他 理由:</p> <p>評価対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上…………… a 該当項目が80%以上90%未満… b 該当項目が80%未満…………… c</p> <p>① 「評価対象項目」が青文字である項目は必ず評価を行い、黒文字の項目は評価すべき項目ではない場合は「外」とする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=(評価数0/対象評価項目数6)×100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。</p> <p>※1. 全体的な仕上がり状態、機能の評価する。 ※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。 ※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・機械設備工事等が2工程以上複合している工事については、それぞれの工程毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。</p>			<input type="checkbox"/> 出来ばえが劣っている。 上記該当事項があれば…… d <input checked="" type="checkbox"/> を選択
		<p>工事比率</p> <p>0.00</p>			
	Ⅲ. 出来ばえ 機械設備工事 昇降機工事	a	b	c	d
		全体的な完成度が優れている	全体的な完成度が良好である	全体的な完成度が適切である	全体的な完成度が劣っている
		<p>[評定対象項目]</p> <p>①きめ細やかな施工がなされている。 ②関連工事(工程)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 ③機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 ④環境負荷低減への対策が優れている。 ⑤運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ⑥その他 理由:</p> <p>評価対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上…………… a 該当項目が80%以上90%未満… b 該当項目が80%未満…………… c</p> <p>① 「評価対象項目」が青文字である項目は必ず評価を行い、黒文字の項目は評価すべき項目ではない場合は「外」とする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=(評価数0/対象評価項目数6)×100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。</p> <p>※1. 機械設備工事とは、空調、衛生及び浄化槽工事をいう。 ※2. 全体的な仕上がり状態、機能の評価する。 ※3. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。 ※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・機械設備工事等が2工程以上複合している工事については、それぞれの工程毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。</p>			<input type="checkbox"/> 出来ばえが劣っている。 上記該当事項があれば…… d <input checked="" type="checkbox"/> を選択
		<p>工事比率</p> <p>0.00</p>			